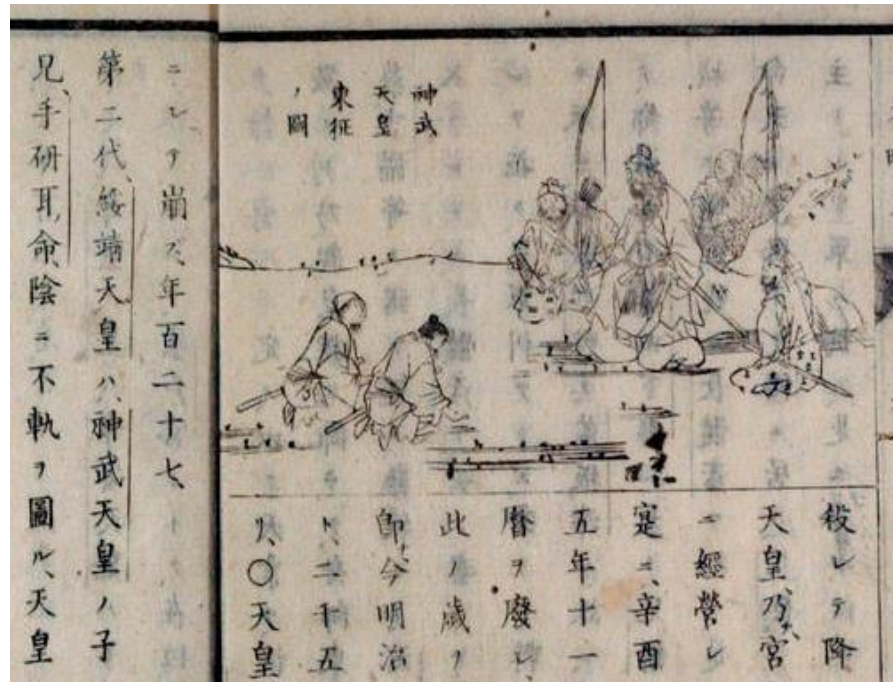
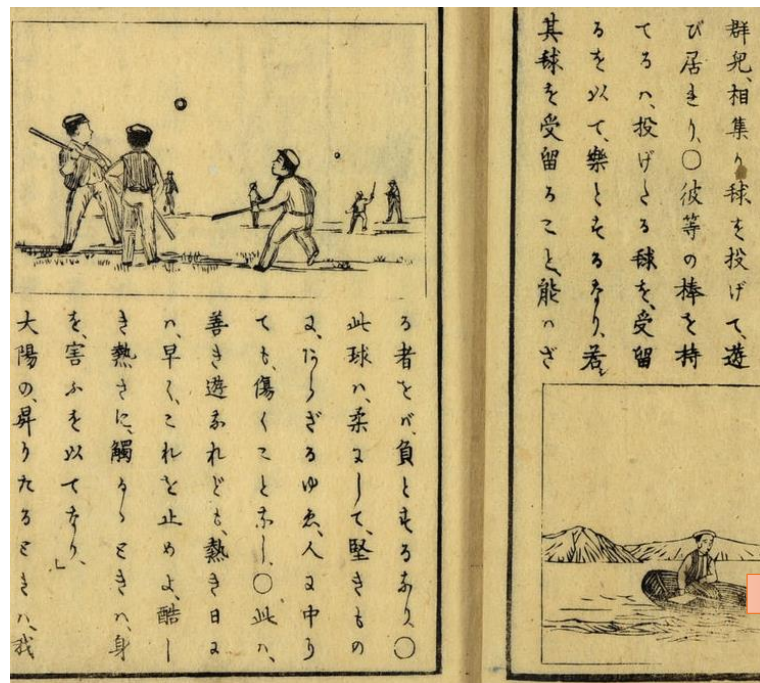


明治初期の教科書



1875年(明治8)「日本略史 上(教科書)」

橋本伝右衛門家文書(当館蔵) [デジタルアーカイブへ](#)



1875年(明治8) 「明治七年八月改正小学読本 卷一
(武生幸町千秋慎一翻刻、小浜清滝町松本利兵衛発行)」

桜井市兵衛家文書(当館蔵) [デジタルアーカイブへ](#)

群児、相集り、球を投げて、遊び居れり、○彼等の棒を持てるは、投げたる球を、受留るを以て、楽とするなり、若し其球を受留ること、能はざる者をば、負とするなり、○此球は、柔にして、堅きものに、あらざるゆえ、人に中りても、傷くことなし○此は、善き遊ばれども熱き日には、早くこれを止めよ、酷しき熱さに、触るときは、身を、害ふを以てなり

解説

1872年(明治5)8月に**学制**が公布されました。その構想は初等教育から高等教育まで及びましたが、とくに初等教育が重視され、近代日本の国家形成を担う人材養成がめざされました。

学制には、国民皆学の原則がうたわれていますが、同時に学問にかかる費用を民衆自らが負担することも述べられていました。当初の学制構想は日本全体を8の大学区・256の中学区・53760の小学区に分け、小学校は人口600人に対して一校、中学校は人口13万人に対して一校の割合で設置するというものでした

欧米の教育制度を模範に定められた学制でしたが、民情・文化の異なる国内で画一的に実施することは難しく、多くの問題が生じました。学校の運営に要する地方の経済的な負担も大きく、地方の事情が考慮されていなかったため、文部省では1877年(明治10)に学制の改正に着手し、1879年(明治12)には教育令が公布されることになります。

福井とのかかわり

当時は敦賀県と足羽県の併置期でしたが、敦賀県は「小学規則」(全一四則)を制定し、その第一則に「勉メテ文部省ノ学制ニ倣フヘシ」とうたいつつ、「寒村僻土」に普及するための「変則小学」も認めていました。1873年(明治6)1月初めには、敦賀県と足羽県で就学督励の布達を出しています。一方、教育費について『文部省年報』の「敦賀県学事年報」によると、1874年(明治7)には一戸あたり37銭5厘の教育費が人びとに重税のようにとらえられていたことが報告されています。

資料の注目ポイント

明治初期の教科書は各県により自由に発行、採択されました。文明開化の風潮もあり、当時のベストセラーであった福沢諭吉の『学問のすゝめ』や『西洋事情』なども教科書として広く使用されました。

資料(上)は下等小学校(6~9歳対象)で用いられた歴史の教科書で、神話の時代から取り扱っています。

資料(下)は師範学校が編纂した国語の教科書で、アメリカの教科書を翻訳した内容となっています。野球のような遊びを紹介していますが、現在の野球のルールとはかなり異なった説明がなされており興味深いものがあります。

関連資料

名称	概要	備考
「日本略史 上（教科書）」	橋本伝右衛門家文書（当館蔵） A0163-00114	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-324308-1-p1
「明治七年八月改正小学読本 巻一（武生幸町千秋慎一翻刻、小浜清滝町松本利兵衛発行）」	桜井市兵衛家文書（当館蔵） N0055-01004	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-506790-1-p1

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『福井県史』 通史編 5 近現代一 第一章 近代福井の夜明け 第五節 明治前期の教育・社会 二 近代教育のはじまり
- ・『図説福井県史』 近代 5 文明開化の波、近代 12 国民皆学の実現
- ・『日本史（A B 共通） 教授資料 研究編』 山川出版社